

# 総務委員会請願・陳情説明資料

令和2年6月26日

件名	頁
1 元受理番号8 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 受理番号1 沖縄県民投票の結果を尊重するよう国に意見書の提出を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	4

(総務部)

件名	元受理番号8 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願
所管部課名	総務部 総務課
請願の要旨	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	ぬかが和子議員、はたの昭彦議員、おぐら修平議員、 長谷川たかこ議員、土屋のりこ議員
内容及び経過	<p>1 主な経緯</p> <p>(1) 核兵器禁止条約について 平成29年7月、国連本部においてオーストリアやメキシコなど核兵器非保有国が主導し、賛成122（反対1、棄権1）で採択された。 同条約は、核兵器の開発・保有・使用などを全面的に禁止している。 核兵器保有国やNATO諸国の大部分は、核抑止を前提とした安全保障体制への影響を理由として、同条約には参加していない。 日本も、核保有国が不参加であることによる同条約の実効性を理由として、参加を見合わせた。 同条約の発効には50カ国の批准を要するが、令和2年6月時点で批准したのは38カ国である。</p> <p>(2) 核廃絶決議について 日本は平成6年から毎年、各国が連帯して核なき世界を目指すことを訴える独自の核兵器廃絶決議案を国連本部に提出している。 平成30年11月に行われた採決では、賛成162（反対4、棄権23）で採択された。</p> <p>(3) 「核兵器廃絶国際キャンペーン」ノーベル平和賞受賞について 平成29年12月、国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」がノーベル平和賞を受賞した。 これを受け、菅義偉官房長官は同月11日の記者会見で、「核軍縮・不拡散に向けた認識や機運が高まることは喜ばしい」と歓迎する一方、「核兵器保有国を巻き込む形で、現実的で実践的な核軍縮の取り組みを進める必要がある」と述べ、核兵器禁止条約に署名、批准しない方針を改めて表明した。</p> <p>(4) 核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議について 5年に一度、約190カ国が参加する会議。今年は発効から50年となり、4月末から国連本部で開催が予定されていたが、延期となった。本会議に向けた過去の準備委員会では、初の「勧告」をまとめることを目指したが、核保有国と非保有国との対立により採択には至っていない。なお、日本は同意していない。</p>

	<p>2 平和首長会議の取り組みについて</p> <p>同会議は、従来から核兵器禁止条約の締結に向けた交渉を即時に開始するよう世界各国へ要請しており、同条約の採択を契機に、核保有国を含めたすべての国が速やかに署名、批准するよう働きかけている。</p>
問題点等	

件名	受理番号1 沖縄県民投票の結果を尊重するよう国に意見書の提出を求める陳情
所管部課名	総務部 総務課
陳情の要旨	地方自治の尊重を求める立場から、政府に対して沖縄県民投票で示された結果を尊重し、対話による解決を図ることを国に求める意見書の提出を求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>【普天間飛行場・辺野古新基地建設計画の経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年5月 「再編実施のための日米のロードマップ」により、日米両政府は普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置することで合意。「工法は原則として埋立て」についても合意。</li> <li>○ 平成27年10月13日 翁長沖縄県知事、名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しを表明。</li> <li>○ 平成27年10月27日 政府、名護市辺野古沿岸部の埋め立てについて、沖縄県知事が決めた埋め立て承認取り消しの執行を停止し、埋め立ての代執行を行うことを決定。</li> <li>○ 平成27年10月29日 政府、名護市辺野古沿岸部の埋め立て工事を開始。</li> <li>○ 平成27年11月2日 沖縄県、名護市辺野古沿岸部の埋め立てをめぐる、総務省が所管する国地方係争処理委員会に不服審査の申し出を行う。</li> <li>○ 平成27年11月11日 翁長沖縄県知事、県による名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しは適法として、取り消しの撤回を求めた国土交通相の指示に従わない考えを表明。</li> <li>○ 平成27年11月17日 政府、翁長沖縄県知事による名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しについて、撤回するよう求め、地方自治法に基づき、福岡高裁那覇支部に提訴。</li> <li>○ 平成27年12月24日 国地方係争処理委員会、沖縄県の不服審査申し出を「国交相の判断は一見、明白に不合理とは言えず、審査の対象外」として却下。</li> <li>○ 平成27年12月25日 沖縄県、翁長知事による名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しの効力を止めた国の決定を取り消すよう求め、行政事件訴訟法に基づき、抗</li> </ul>

<p>内容及び経過</p>	<p>告訴訟を那覇地裁に提訴。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年1月 福岡高裁那覇支部、国と沖縄県に和解案を提示。</li> <li>○ 平成28年2月1日 沖縄県、名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しの効力を国が停止したのは違法として、その取り消しを求め、地方自治法に基づき、福岡高裁那覇支部に提訴。</li> <li>○ 平成28年3月4日 国、沖縄県双方が福岡高裁那覇支部が示した和解案を受け入れ、和解成立。安倍首相が同日、和解案受け入れを表明し、中谷防衛相に移設先の同県名護市辺野古での移設工事中止を指示。</li> <li>○ 平成28年12月20日 国、埋め立て承認取り消しの撤回を求めた是正指示に翁長沖縄県知事が従わないのは違法だとして訴えた「辺野古違法確認訴訟」の上告審で、最高裁第2小法廷は、沖縄県側の上告受理申し立てを棄却し、沖縄県側の敗訴が確定。</li> <li>○ 平成28年12月26日 沖縄県、翁長知事による名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消し処分を取り消し。</li> <li>○ 平成28年12月27日 国、名護市辺野古の新基地建設工事を再開。</li> <li>○ 平成29年3月31日 仲井真前沖縄県知事が出した「岩礁破碎許可」の期限切れ。</li> <li>○ 平成29年4月3日 国、名護市辺野古の新基地建設で、米軍キャンプ・シュワブ沖合での海底を掘削するボーリング調査を実施。</li> <li>○ 平成29年4月6日 国、翁長知事による「岩礁破碎許可が必要」との行政指導に対し、「知事の許可を受ける必要はない」と回答。</li> <li>○ 平成29年4月14日 政府、米軍普天間飛行場の平成31年2月までの5年以内の運用停止について、「同飛行場の移設について地元のご協力が得られることを前提に取り組んでいく」との答弁書を閣議決定。</li> <li>○ 平成29年4月25日 国、名護市辺野古の海に石の投入を始め、本格的な埋め立て工事に着手。</li> </ul>
---------------	--

- 平成30年3月13日  
那覇地裁、県知事の許可なく岩礁を破砕する行為は違法として県が国の工事差し止めを求めた訴訟で、「訴えは不適法」として県の訴えを棄却。判決までの工事中止を求めて県側が申し立てた仮処分も同様に棄却。
- 平成30年3月23日  
県、国の工事差し止めを求めた訴訟で「訴えは不適法」として却下した一審那覇地裁判決を不服として控訴。
- 平成30年5月23日  
新基地建設への賛否を問う県民投票の実施を目指す署名集めを開始。7月には条例制定を求めるための法定署名数を上回る。
- 平成30年8月31日  
沖縄県が埋め立て承認を撤回する通知書を沖縄防衛局に提出。
- 平成30年9月5日  
新基地建設の賛否を問う県民投票の署名集めを実施した団体が、沖縄県に県民投票の条例制定を請求。
- 平成30年9月30日  
沖縄県知事選挙の投開票。
- 平成30年10月26日  
沖縄県議会が「辺野古新基地建設の賛否を問う県民投票条例案」を可決。
- 平成30年10月30日  
国土交通相は、埋め立て承認撤回に対し、効力を一時的に止める執行停止を決定。これに対して沖縄県は、11月29日に「国地方係争処理委員会」に執行停止の取り消し勧告を申し立て。
- 平成30年12月5日  
無許可での岩礁破砕は違法として沖縄県が国を相手に破砕を伴う工事の差し止めを求めた訴訟の控訴審判。福岡高裁那覇支部は、裁判所の審判対象に当たらないとして訴えを却下した一審那覇地裁判決を支持し、控訴を棄却。  
沖縄県は19日、これを不服として最高裁へ上告。
- 平成30年12月14日  
辺野古沿岸部に土砂を投入。
- 平成30年12月19日  
国土交通相による埋め立て承認撤回の執行停止処分に関し、国地方係争処理委員会は審査対象となる「国の関与」に該当しないと判断し、沖縄県の審査申し出を却下。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成31年2月24日 辺野古新基地建設の賛否を問う県民投票。 投票率は52.48%、埋め立て「反対」が投票総数の7割を超えた。</li> <li>○ 平成31年3月4日 沖縄防衛局が新たな護岸工事に着手。</li> <li>○ 平成31年3月22日 沖縄県が、県の埋め立て承認撤回の効力を一時停止した国土交通相の決定を違法として、その取り消しを求めて福岡高裁那覇支部に提訴。</li> <li>○ 平成31年4月5日 国土交通相が埋め立て承認撤回を取り消す裁決。 これに対して沖縄県は22日、国地方係争処理委員会に不服申し立て。</li> <li>○ 令和元年6月11日 「K8」護岸から海上輸送した土砂の陸揚げを受けて、沖縄県は工事の中止を求める行政指導文書を防衛局に提出。</li> <li>○ 令和元年6月17日 国地方係争処理委員会は、新基地建設に伴う埋め立て承認撤回を巡る県の申し立てを却下。</li> <li>○ 令和元年7月17日 沖縄県は、埋め立て承認撤回の効力を取り消した国土交通相の決定を違法とし、その取り消しを求め、福岡高裁那覇支部に提訴。</li> <li>○ 令和元年8月7日 沖縄県は、埋め立て承認撤回を取り消した国土交通相の裁決を不服として、同裁決の取り消しを求める抗告訴訟を那覇地裁に提起。</li> <li>○ 令和元年10月23日 福岡高裁那覇支部は沖縄県が国を相手取り、国土交通相が裁決で取り消した「埋め立て承認撤回」の効力回復を求めた訴訟について「訴訟の対象になり得ない」と述べ、県の訴えを却下。 沖縄県は30日、これを不服として最高裁へ上告。</li> <li>○ 令和2年3月26日 沖縄県が裁決取り消しを求めた訴訟の上告審判決で、最高裁は県の上告を棄却。</li> </ul>
問題点等	